

発委第2号

令和3年3月18日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 田中精一

男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項並びに第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

男女の雇用機会均等及び男女共同参画施策を強力に推し進めるべきであるため。

男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書

法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、男女雇用機会均等法が作られた。

しかし、世界経済フォーラムが公表している、経済・政治・教育・健康の4つの分野のデータから作成された指数から各国における男女の格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2020」では、日本は153か国中121位であった。これは過去最も低い順位であり、また先進国の中では最低の水準である。

ついては、男女の雇用の機会の均等、男女共同参画施策のさらなる推進をなされるよう、本議会として強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）